

事 務 連 絡  
令 和 6 年 1 0 月 9 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

#### マイナ保険証の利用登録解除の運用について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆様のこれまでの取組への御尽力に重ねて御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところ、マイナ保険証によるオンライン資格確認は医療DXの基盤であり、政府として、医療機関・薬局、医療保険者等、事業主など医療に関わる全ての機関・団体が一丸となってマイナ保険証の利用促進に取り組むこととしています。

他方で、マイナ保険証の利用登録の解除については、「マイナ保険証の利用登録の解除について」（令和6年2月9日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡）においてお示ししておりましたが、今般、医療保険者等からの解除申請の登録を医療保険者等向け中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）において受け付ける機能を本年10月28日（月）にリリースする予定です。ついては、その具体的な運用をお示するとともに、医療保険者等におかれましても、加入者からの利用登録解除の申請の受付を開始できるよう、御対応をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

#### 記

医療保険者等が対応するマイナ保険証の利用登録解除の全体の流れとしては、以下の1～4のとおりであり、それぞれの内容については、個々の項目の内容を踏まえて御対応をお願いいたします。

1. 加入者からの利用登録の解除申請の受付
2. 解除申請者に対する資格確認書の交付
3. 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録
4. 解除申請者の解除状況の確認

#### 1. 加入者からの利用登録の解除申請の受付

利用登録の解除を希望する者は、加入する医療保険者等に申請をいただくことになるため、解除希望者には本事務連絡の別添として改めてお示ししている様式例<sup>※1</sup>も参考に、解除申請書への記入を依頼するとともに、利用登録の解除予定日を説明した上で受付を行って下さい。

なお、解除申請の受付については、保険者の準備状況により、本年10月28日より前から開始することとしても差し支えはありません。また、解除申請には特段の期限はないため、健康保険証の新規発行を終了する本年12月2日以降も申請を受け付けていただくようお願いいたします。

#### 2. 解除申請者に対する資格確認書の交付

1で解除申請を受け付けた医療保険者等は、申請の内容を確認し、3の中間サーバーへの登録に当たって必要な情報に誤りがないかを確認するとともに、申請者が有効な健康保険証又は資格確認書を有していない場合には、併せて資格確認書の交付の手続きを行っていただいた上で、利用登録の解除がなされるまでの間に、資格確認書の交付をお願いいたします<sup>※2</sup>。なお、本年12月2日以前に利用登録解除の申請があっても、資格確認書は同日以降の交付とするようお願いいたします。

#### 3. 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録

マイナ保険証の利用登録の解除に当たっては、中間サーバーに解除申請者の情報を登録する必要があります。解除申請者に関する情報の中間サーバーへの登録については、医療保険者等の統合専用端末から、対象者を一件ごとに個別に登録する（市町村国保は国保情報集約システムを経由して登録。）ほか、初回登録解除情報一括登録ファイルに必要事項を記載して、対象者を一括で登録することも可能です。また、基幹システムがサーバー間連携に対応している場合は、基幹システムからの登録も可能です。

初回登録解除情報一括登録ファイルの登録に当たっては、保険者番号・被保険者等記号・番号・枝番が必要です（詳細は別紙1参照）。対象者のマイナ保険証の利用登録を確実に解除するために、これらの情報が正確に中間サーバーに連携されるよう、御対応をお願いいたします<sup>※3</sup>。

具体的には、マイナ保険証の利用登録解除の申請を受付後、中間サーバーから通知される「初回登録解除情報登録結果ファイル」を確認し、処理結果区分「1：正常終了」であることを確認してください。

処理結果区分「2：異常終了」の場合は、解除申請が受け付けられていないので、処理結果メッセージを確認してエラーとならないよう解除申請登録を改めて実施してください。なお、市町村国保においては、国保情報集約システムにて、「初回登録解除情報登録結果ファイル」を確認のうえ、御対応ください。

なお、4に記載しているとおり、利用登録の解除は月次の処理として行います。

解除申請者の情報の登録については、当月分の情報をまとめて登録する必要はなく、随時登録することが可能ですが、利用登録の解除は、中間サーバーが解除依頼を受け付けた日の翌月末日であることに留意してください。

中間サーバーにおけるマイナ保険証利用登録解除機能の概要については、別紙2を御参照下さい。

#### 4. 解除申請者の解除状況の確認

医療保険者等から中間サーバーに登録された解除申請者の情報は、オンライン資格確認等システムに連携され、利用登録の解除が行われます。申請者のマイナ保険証の利用登録については、医療保険者等から中間サーバーに登録されたのち、翌月末に解除されます。医療保険者等には、ファイル作成が完了すると医療保険者等の統合専用端末に利用登録状況に関するお知らせの通知が届き、中間サーバーから連携された資格確認書の職権交付に御活用いただける「初回登録・有効期限状況一覧ファイル」を取得できる（市町村国保ではお知らせの通知は届きませんが、国保情報集約システムにて月次でファイルを取得可能）ようになりますので、その情報を参照し、申請者の利用登録が解除されているかを確認して下さい。医療保険者等から随時照会して確認することも可能です※4。

また、当該ファイルについては、医療保険者等から、資格確認書を切れ目なく交付する上でも毎月提供されるものですので、資格確認書の交付が必要な方に対して漏れなく交付がなされるよう、御留意下さい※5。

なお、解除の手续完了後は、医療保険者等だけでなく、申請者本人もマイナポータル「健康保険証の利用登録の申込状況」から、利用登録が解除されたことを確認できることから、解除申請があった者に対して解除が完了した旨を医療保険者等から個別に連絡することは不要です。

さらに、健康保険証の利用登録が解除された後でも、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行 ATM のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーからも行うことができますので、この点も申請時にお知らせ下さい。

※1 「マイナ保険証の利用登録の解除について」でお示した様式例から、一部修正を行っておりますので、様式例としてはこちらを御活用下さい。

※2 マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない者については、当面の間、本人の申請によらず、医療保険者等から職権で資格確認書を交付することとしています。医療保険者等におかれては、マイナ保険証の利用登録の解除申請の受付と同時に、申請者が有効な健康保険証又は資格確認書を有していない場合は、資格確認書の交付手続を行って下さい。（なお、最大1年間現行の保険証が使用できる令和7年12月1日までの経過措置期間中は、申請時に有効な保険証を有している場合、必ずしもその場で資格確認書の交付を行っていただく必要はありませんが、健康保険証が失効するまでの間に、月次で連携される「初回登録・有効期限状況一覧ファイル」にあるマイナ保険証の利用登録状況の情報に基づき、資格確認書の職権交付をお願いいたします。）なお、解除申請の受付をもって、資格確認書を職権で交付することが可能ですが、医療保険者等の事務処理の観点から、併せて資格確認書の交付申請を求めることとしても差し支えありません。

※3 なお、連携した情報はあとから修正することはできないので、万一入力の不備等が判明した場合には、個別に対象者の方に御連絡するなどの対応をお願いいたします。

- ※4 利用登録の解除の結果については、連携されるデータの中で、対象者の「初回登録状態」が「0：利用登録なし」となっていること、「初回登録解除日」の日付が記入されていること、及び「初回登録解除区分」が「1：解除申請」になっていることで確認ができます。なお、市町村国保におかれては、月次での照会のみとなるため、御留意下さい。
- ※5 加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った方が、解除が完了されるまでの間に別の医療保険者等に新たに加入した場合、加入時から利用登録の解除を確認できるまでに通常より長い期間が必要となる場合があります。この場合であっても、資格確認書が切れ目なく交付されるよう、当該加入者が新たな保険者への手続をする際などに、新たに加入する医療保険者等に対し、自身がこれまで加入していた医療保険者等に対して利用登録の解除申請を行った旨を伝えるとともに、資格確認書の申請を行う必要がある（被用者保険においては、資格確認書の交付を受けるため、資格取得届の資格確認書発行要否欄にチェックを入れる必要がある）ことを加入者に対して周知をお願いいたします。

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

(医療保険者等名) 殿

令和 年 月 日

解 除 申 請 者	フリガナ 氏名			生年 月日	大正・昭和 平成・令和	年	月	日
	住所	(郵便番号 - )		都道 府県	市区 町村			
	連絡先	電話番号						
		Email						
	被保険者等記号・番号 ※枝番を含め、全て正確に 記載してください。	被保険者等記号		番号		枝番		
	マイナンバー カードの 健康保険証 利用登録の 解除につい て	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請します。 ※利用登録を解除すると、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行うことはできなくな ります。 ※利用登録の解除を申請した方には、保険者から資格確認書を交付します。解除後、医療機 関・薬局を受診等される際には資格確認書の持参が必要です。 ※利用登録解除後、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面に反映される まで、1～2か月程度時間がかかる場合があります。						
		署名： _____						

(解除を希望する理由)

- ※ マイナンバーカードにより医療機関等を受診することで、ご本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ※ マイナンバーカードの健康保険証利用登録により、ご本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。
- ※ なお、健康保険証の利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことは可能です。健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます。

(備考) 代理人により申請する場合は、氏名及び連絡先欄に、解除対象者及び代理人の氏名及び連絡先を記載してください。

(注) 解除申請後から解除がなされるまでの間(1～2か月程度)に、別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等に対し、自身が以前に加入していた医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。

ファイルレイアウト	ファイルID FI_HIM_0018	ファイル名 初回登録解除情報一括登録ファイル(GSV)	外部インターフェイスID IF_HIM_22019	外部インターフェイス名 初回登録解除情報一括登録 (GSVファイル登録)	形式 CSV形式		
#	項目名 (日本語)	フォーマット	データ型	桁数	可変長/ 固定長	項目説明	備考
1	保険者コード	-	文字列	8	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の保険者コードを設定する。	※半角英数、必須。
2	被保険者枝番	-	文字列	16	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者枝番を設定する。	※半角数字、必須。
3	保険者番号	-	文字列	8	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の保険者番号 (証) を設定する。	※半角数字、必須。
4	被保険者証記号	-	文字列	20	可変長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の被保険者証記号 (証) を設定する。	※全半角、被保険者証記号がある場合は、必須。
5	被保険者証番号	-	文字列	20	可変長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の被保険者証番号 (証) を設定する。	※全半角、必須。
6	被保険者証枝番	-	文字列	2	固定長	既存システムが、初回登録解除の対象となる加入者の被保険者証等情報の被保険者証枝番 (証) を設定する。	※半角数字。

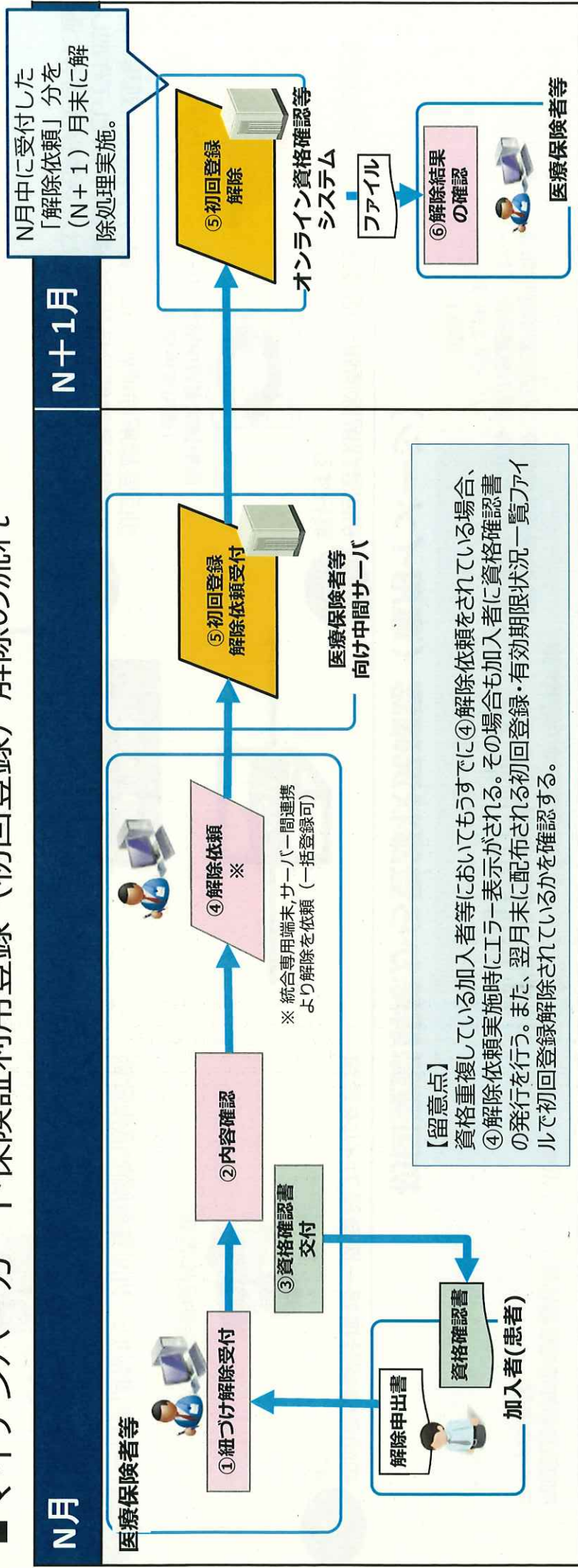


# マイナンバーカードの健康保険証利用登録（初回登録） 解除の流れ

別紙2

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録について、加入者による任意の解除を可能とする。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を希望する加入者は、加入する医療保険者等に解除申請を行う。申請内容を受けて医療保険者等は資格確認書を交付するとともに、中間サーバーにマイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除依頼を行う。

## ■ マイナンバーカード健康保険証利用登録（初回登録） 解除の流れ



### 【大まかな事務の流れ】

- ① 加入者からの利用登録の紐付け解除申請（任意様式）を受付
- ② 申請内容を確認
- ③ 資格確認書を発行し交付
- ④ 利用登録の解除を依頼
- ⑤ 保険者からの解除依頼を受け、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の紐づけを解除
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、月次で各医療保険者等に通知（オンデマンドで日次の照会も可能）



# 【参考】マイナンバーカードの健康保険証利用登録（初回登録）解除に係る医療保険者等向けのインターフェイス

小機能	方向	説明	インターフェイス名		備考
			統合専用端末	サーバー間連携	
初回登録解除情報一括登録 ファイル登録	保険者等⇒ 中間サーバー	統合専用端末にて、初回登録解除を一括登録ファイルによって行うインターフェイス	○ 初回登録解除情報一括登録ファイル登録	○ 初回登録解除の一括登録（サーバー間XMLデータ連携）	2024年10月 新規追加
初回登録解除情報登録結果 ファイル取得	中間サーバー⇒ 保険者等	一括登録した初回登録解除の結果を取得するためのインターフェイス	○ 初回登録解除情報登録結果ファイル取得	○ 初回登録解除情報登録の結果確認（サーバー間XMLデータ連携）	2024年10月 新規追加

## 初回登録解除から登録状況確認（運用イメージ）

